

令和6年度からの奨学金制度の改正について

日本学生支援機構の奨学金制度については、令和6年度から、以下3点の改正、支援拡充を予定しています。

1. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大
2. 修士段階における「授業料後払い制度」の創設
3. 貸与奨学金における減額返還制度の見直し

※以下、2023年8月時点の情報ですので、変更となる場合がございます。

※詳細は、改めて学生支援課ウェブサイトでお知らせいたします。

1. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校における授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」について、年収600万円程度までの世帯のうち、①多子世帯の学生等へ支援を拡大する。

※多子世帯とは、子供3人以上を扶養する世帯をいい、授業料等減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯への支援額の4分の1に相当する額の支援を行う（第IV区分）。

※対象の拡大は令和6年春の在学採用から開始する。

2. 修士段階における「授業料後払い制度」の創設

在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度を創設する。

① 対象学種

修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程

② 対象者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

※令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

- ・令和6年度秋の新規入学者
- ・令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。

※法的には第一種学資貸与金（無利子の貸与型奨学金）の一形態として、上記の金額に保証料を上乗せした金額を日本学生支援機構から学生に貸与する（授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額となる。当該貸与額を以下「授業料支援金」という）。

※保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とする。

※あらかじめ（初回の授業料請求の時点で）学校独自の授業料減免が個別に学生に適用されている場合を含め、学生への請求額が上記の上限額を下回る場合は、当該請求額を支援対象授業料とする。

③ 生活費奨学金

生活費等の支援として別途、貸与可能とするもの

月1万円、2万円、3万円又は4万円から学生が選択する額（無利子）

※JASSOから学生に対して振り込まれる。生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。

※授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。

※授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできない。

※授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能。

※保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料を天引きするものとする。

④ 利用者（卒業した学生）からJASSO への納付の概要

授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、卒業後の所得に応じ、口座引落によってJASSO に納付を行う。

⑤ その他

・第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者免除の判定を行う。

・申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については日本学生支援機構において定める。

3. 貸与奨学金における減額返還制度の見直し

経済的事由により貸与型奨学金の返還が困難な方が毎月の返還額を減らすことができる減額返還制度について、以下のとおり見直しを行う。

- ・利用可能な本人年収の上限を、325万円から400万円に緩和
- ・減額後の返還額について、これまでは「2分の1まで減らす」又は「3分の1まで減らす」の2つの選択肢であったところを、更に「3分の2まで減らす」「4分の1まで減らす」という選択肢を追加し、出産・子育て等のライフイベントに応じて柔軟に返還できるように改正。

※上記見直し後の制度を利用することで変換期間を延長した場合にも、これまでと同様、有利子奨学金の利息負担は増加しないこと。